○防衛省告示第二百四十号

限 協 + 条 \mathcal{O} 等 六 力 \mathcal{O} 軍 日 及 年 規 隊 に 本 び 総 定 関 玉 \mathcal{O} す 安 とア 理 12 水 る 全 ょ 府 面 告 保 法 Ŋ \mathcal{O} メ 律 障 示 使 IJ 条 第 漁 用 施 力 約 九 船 合 行 に 号) 伴 に 規 衆 \mathcal{O} 則 基 操 う 玉 づ 業 \mathcal{O} 漁 と 昭 き を \mathcal{O} 船 和 間 部 制 日 \mathcal{O} 本 を 操 限 \mathcal{O} + 次 又 業 相 玉 七 に は \mathcal{O} 制 互 年 あ ょ 禁 限 協 総 う 等 る 力 止 に 理 す 及 ア に 府 改 る 関 \mathcal{U} メ 令 IJ 安 正 区 す 第 力 L る 全 域 兀 合 た 保 及 法 + 衆 律 障 \mathcal{O} び で、 期 条 玉 号) 間 昭 約 \mathcal{O} 軍 和 に 日 並 第 基 隊 本 U 玉 + に づ \mathcal{O} 条 لح き そ 水 七 ア 年 日 \mathcal{O} 面 \mathcal{O} 規 メ 条 本 \mathcal{O} 法 定 使 IJ 件 律 玉 に 用 力 を 第 に ょ 定 合 あ 12 り、 伴 る 衆 \Diamond 百 う 玉 た 兀 T 十三 告 告 漁 と メ 示 IJ 示 船 \mathcal{O} す 号) 間 力 \mathcal{O} る。 昭 操 合 \mathcal{O} 第 業 相 和 衆 三 制 互. 玉

令和五年十二月一日

衛大臣 木原 稔

防

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る。

借					別月	
	略	岸 吳 城 (広 明 本 武 島 本 海 北	略]	区域の名称	別表	改正後
	略	2 1 (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	[略]	制限又は禁止区域		
	略	2 1 する。 で 無	[略]	条 件		
	[略]	第二種区域 1 弾薬荷役の行われる期間及び 日財衛局において掲示し、及び インターネット を利用する方法 を利用する方法 により公表する により公表する。 四国防衛局長か の時間は、中国四	[略]	備考		
					1 PII	
	同上	岸 吳 城 成 明 本 馬 東 水	[恒斗]	区域の名称	別 表	
	[同七]	2 1 (1) (5) (5) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	[卜画]	制限又は禁止区域		改正前
	[同上]	2 1	[上回]	条 件		

附

則

この告示は、 公布の日から施行する。